

マイナンバーのお届出をされていない  
NISA口座を開設していただいているお客様へ

## NISA 口座のみなし廃止措置に関するお知らせ

令和3年度税制改正により、NISA口座の「みなし廃止」制度が設けられ、当金庫に NISA 口座を開設されているお客様のうち、当該NISA口座に2017年分の一般NISAの非課税投資枠が設けられており、かつ、マイナンバーのお届出をされていない方のNISA口座につきましては、2022年1月1日をもって廃止されます。

該当するお客様のうち、2022年以降も当金庫でNISA口座のご利用を希望される方は、本年12月20日(月)までに、マイナンバーをお届出いただいたうえで、非課税口座開設届出書を提出していただくなど、所要の手続きを行っていただく必要があります。

詳しくは、当金庫営業店窓口までお問合せください。

○ 2018年以降にNISAを利用して新規投資等している方は、マイナンバーは届出済みですので引き続きNISA口座を利用することができます。

### 【NISA口座のみなし廃止について】

| NISA 口座の開設時期等                                                                                     | 2022 年以降の利用・廃止                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 2018年以降に当金庫に NISA 口座を開設された方                                                                       | マイナンバーを当金庫に届出済みですので、2022年以降も引き続きNISAを利用して新規投資できます。 |
| 2017年以前に当金庫に NISA 口座を開設された方で、2018年以降もNISAを利用して新規投資等している方(※1)                                      |                                                    |
| 2017年以前に NISA 口座を開設された方で、当該 NISA 口座に2017年分の一般NISAの非課税投資枠が設定されており、2018年以降は一般NISA、つみたてNISAを利用していない方 | マイナンバーのお届出がない場合は、2022年1月1日をもってNISA口座が廃止されます。(※2)   |

※1. 新規投資等していなくても当該NISA口座に、2018年分以降の非課税投資枠が設けられている場合には、マイナンバーは届出済みです。